

令和4年 第6回臨時会

浦 白 町 議 会 会 議 録

令和4年11月28日 開会

令和4年11月28日 閉会

浦 白 町 議 会

浦臼町第6回臨時会

令和4年11月28日（月曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 議案第33号 令和4年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）
- 4 議案第34号 令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 5 議案第35号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第36号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 7 発議第3号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○出席議員（9名）

議 長	9番	小 松 正 年 君	副議長	8番	中 川 清 美 君
	1番	高 田 英 利 君		2番	野 崎 敬 恭 君
	3番	柴 田 典 男 君		4番	東 藤 晃 義 君
	5番	折 坂 美 鈴 君		6番	静 川 広 巳 君
	7番	牧 島 良 和 君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	川 畑 智 昭 君
副 町	長	石 原 正 伸 君
総 務 課	長	明日見 将 幸 君
総 務 課 主 幹		早 坂 隆 広 君
住 民 課	長	中 田 帯 刀 君
福 祉 課	長	齊 藤 淑 恵 君
産 業 課	長	馬 狩 範 一 君
建 設 課	長	上 嶋 俊 文 君
教育委員会事務局	長	横 井 正 樹 君
代 表 監 査 委 員		笹 木 政 廣 君

○出席事務局職員

書	記	三 部	航 君
---	---	-----	-----

◎開会の宣言

○議長

本日の出席人員は9名全員でございます。定足数に達しております。
ただいまから、令和4年第6回浦臼町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、
よろしく願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、8番中川議員、
2番野崎議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3 議案第33号

○議長

日程第3、議案第33号 令和4年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

議案第33号 令和4年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）。

令和4年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,298万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,242万円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月28日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。

8ページをお開きください。

2款総務費、1項9目地方創生事業費、補正額1,732万7,000円の追加でございます。次年度建設予定となっております、多世代交流施設等建設用地に係る経費を計上するものでございます。11節役務費におきましては、用地買収に係る事業認定申請手数料でございます。16節公有財産購入費におきましては、土地約3,000㎡、建物1棟に係る購入費でございます。財源につきましては、過疎対策事業債を活用するものでございます。

3款民生費、1項8目電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費、補正額1,558万9,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、住民税均等割非課税世帯及び家計急変世帯等に対しまして、1世帯当たり5万円を給付するものでございます。対象見込み世帯は310世帯でございます。財源につきましては、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業費補助金を活用するものでございます。

歳出合計3,298万8,000円の追加でございます。以上が歳出についてのご説明でございます。

続きまして歳入についてご説明申し上げます。

6ページをお開きください。

14款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金、補正額1,558万6,000円の追加でございます。本補正予算の歳出におきまして計上してございます、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業に係る補助金でございます。

20款町債、1項2目総務債、補正額1,710万円の追加でございます。本補正予算の歳出におきまして計上してございます、多世代交流施設等建設事業に係る財源となる過疎対策事業債の追加でございます。

21款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額30万2,000円の追加でございます。財源調整に伴い計上するものでございます。

歳入合計、歳出と同額の3,298万8,000円の追加となっております。

以上が、議案第33号 令和4年度浦臼町一般会計補正予算(第4号)の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

多世代交流建設用地の購入ということで、提案されているところでございますが、この事業の決定までのプロセスについてお聞きをしたいんですけれども、最初の当初予算で議会が反対した議員が2名おったわけで、新設する病院と併設して交流センターを作れないかという意見であったり、既存施設で間に合うのではないかという意見が出たわけですが、賛成多数でこの事業が認められて進められておりますけれども、こういう意見を検討されたかということをお聞きしたい、一つはですね。それから町民の意見、これを聞いたかということなんです、議員の指摘の中には、鶴沼や晩生内の町民の方が、せっかく3億5,000万円かけてこの施設作っても、利用しないのではないかという意見もあったと思います。ぜひそういう地域の方のお声を聞かなければならないと思ったんですが、せっかくのチャンスであった町政懇談会、ここでもそういう意見の聴取のしかたはされていなくて、多世代施設についても、質問、町民の方からされたら答えるというようなスタイルだったんですね。このへんのところについて、議会や住民に説明が足りてないのではという思いからの質問です。よろしいですか、議会や町民に説明を尽くしたかということですね。

○議 長

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

2点ご質問いただきましたけれども、決定のプロセスにつきましては、前々回ですか、本会議のうちに様々なご意見をいただいたところでございます。結果的には賛成多数ということで可決をいただいたところですが、反対に対する趣旨につきましては理解したところではございます。ただ、一昨年、検討委員会の方で町民のみなさんのご意見、当然少ない人数ではありますが、各会からお集まりいただきましたみなさんからのご意見をいただいて、前に進めていいという判断をいただいたのが前提になろうかと思っておりますけれども、その前提をベースに、私たちはまだ十分な情報をお示しできる段階ではございませんでしたけれども、反対意見は反対意見として受け止めさせていただきまして、今回の提案の中に様々な活用ができる施設として改めて提案させていただいたところでございます。他の施設との関わりにつきましては、当然、今、他の施設やっていることの一部をこちらに移転させるというような考え方も持っておりますけれども、それがより中心部に近いという利便性の高い場所で行われるという意味では、この施設での活用なり利用がより住民のためになっていくと考えておりますので、十分に反対意見を取り入れたかということにはお答えしかねるところもございまして、住民のニーズ、これからも含めて、ニーズに応えられる施設にしていきたいと考えております。

町民の意見ですけれども、町政懇談会で情報としてお示しせずにご意見をいただいたらお答えするという形をとったのが事実でございます。本来であれば概略の図面でもお示しをして町民の方の反応を伺いたかったところではございますけど、タイミング的にまだ議会の方にもお示ししていない段階でもありましたし、まだ時期的に先に図面をお示しして町民の方の意見を聞くというタイミングではな

かったところがございます。図面なしでも考え方だけでも示してご意見を伺えばと言われたらそうだったかもしれませんが、より図面をお示しして具体的なイメージを持っていただいて、ご意見をいただくというタイミングではなかったものですから、そういう形をとらせていただいたところがございます。

○議 長

他に質疑ありませんか。

折坂議員

○5番（折坂美鈴君）

説明が足りていなかったのは大変残念に思います。町長の今のお言葉の中に、ここに建てる意味があるというふうな、そういう言葉だったと思うのですが、本当に中心部に建てる必要性があるかどうかという問題なのではあるのですが、

私たち本山町に行きましたところ、集落活動センターというのがある、それは本当に過疎地域の中、山の中にあつたと思います。そこ、中は見れなかったんですが、ホームページで確認しますと、そこに週末カフェというのがある、たくさんの人が集まっているという、そういう状況をホームページで確認したんですけども。

やはり、もうちょっと鶴沼、晩生内の方の意見とか気持ちを汲んでいただきたかった。社協さんでやっている寄り道サロンにしても、移動サロンっていうのをやって、そこに来てくださる高齢者の方、増えているという実績も見させていただいて、そこに送迎までしているからなんだなって、普段来れない人も来ているという実績も見させていただいて、やはり私は中央に同じような施設をいくつも建てる意義っていうのが理解できないと思います。

それから各年代の方が集う施設を作るのであれば、食堂とかそういうものを目指すべきではないかと思うんですけども、まずそういう広さになっていないということですよ。そこがちょっと問題ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議 長

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

社協さんが両隣で移動されてやられているというのはお聞きしていますし、今後も続けていただけるんだと思っております。中心部、今ご存じのとおり、マルフク尾花さんの後の建物を利用してやられているということで、水道管が破裂したですとか様々な不具合もお聞きしておりますし、やはり冬場扉一枚ですから、寒さ対策も重要になってくると思いますので、今現状あの場でやられていることにつきましては、不自由されているんだというふうには見ているところでございます。

ですから、中心部に必要ないのではないかとということですが、中心となる施設としては必要だと思っておりますし、両翼への対応につきましては、ボランティアの方も減少傾向にあるというふうには聞いておりますので、なかなか出て行つての対応というのは、今後ますます難しくなる可能性もありますし、そうなれば来ていただく仕組みを考えなければならないという別な問題も出てくる

かと思えますけれど、現状につきましては中心部に中心となる施設を一つ建てて、そこに集まっていくような仕組み作りというか、今後の課題として検討していきたいと思えます。

○議 長

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

もう一点だけ広さの問題なんですけど、この多世代ホールっていうのが、139㎡しかなかったんですね。保健センターのホールや活性化センターのホールと比べてみましたが、保健センターのホールで168.75㎡、活性化センターのホールで265.2994㎡あるということで、これらよりも一回り小さい施設でカフェスペース、学習スペース、遊具も置くんですかというところですね。そこが納得いかないです。

○議 長

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

他の施設と比べて狭いというところがあるかと思えますけれど、その施設は生い立ちといいですか、建設の目的がそれぞれありまして、それぞれの使われ方をしているというふうに思っております。

今回新たに建設する多世代スペースは広くはありませんけれど、町民が近い距離感で寄り添う施設という意味では、ただ広いというだけのものではないと考えておりますので、他の施設に比べて狭いからどうこうということでは今の段階では考えておりません。あの面積でできることをやっていきたいと考えております。

○議 長

他に質疑ございませんか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

用地並びに建物の取得についてお聞きしたいのですが、一つ目は石造り倉庫なんですけど、この建物ちゃんとした登記物件なんですか。ちゃんと登記されている物件なんですか。それと、これに対する固定資産税の評価額は出ているのでしょうか。それを教えていただきたいと思えます。それから用地取得に関わって、183番地の147に建物があつて、まだ建物が建っているのですが、地権者がまだ使用したいということで、そこは残して賃貸をすることなんですけど、やはり町として本来は、ここは分筆をして分けた形にしなければ、ここが曖昧な形で取得して、後にここが建った後の公園だとかいろんな緑地帯だとかそういったものにしたときに、はっきりとした区別がないところは使用するのに不便ではなからうかなと。その辺、町の取得の部分は取得としてそこは分筆しておいて、しっかりとした枠を作っていくのが、町としては適切な安全的な行為じゃないかと思えます。

それからもう一つは税額控除ですが、これは先ほど言いましたが、はっきりとは聞いていませんが、通常の収用にあたるのか、5,000万円控除の税額控除にあたるのか、それとも経過措置と言われる、本来は譲渡所得の税率は20%ですが、町が取得する場合は15%の税率でいいよという場合があります。この場合はあくまでも全額5,000万円という収用所得の税額控除に該当するのかどう

かもお聞きしたいと思います。

○議 長

答弁をお願いします。

調べなくてはわからない部分があるということなので、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時13分

○議 長

それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

答弁の方お願いいたします。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

静川議員のご質問にお答えさせていただきます。報告が遅れまして申し訳ありません。

最初に石造り倉庫登記の関係でございますが、施設につきましては登記物件となっております。また、課税標準額につきましては、36万3,452円となっております。

収用の関係でございますが、通常の収用では受けることができませんので、北海道の認定を受けましたら5,000万円控除を適用という形になってございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議 長

分筆は。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

分筆の件につきましては、これから地権者の方と協議をさせていただきまして、今後決めさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長

他に質疑ありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

評価額がこういう評価額なんですが、これは建物全体の評価額か、単価の評価額か、全体の評価額か。

○議 長

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

評価額につきましては、倉庫の建物の評価額になります。

以上です。

○議 長

静川議員。

○6番（静川広巳君）

評価額と建物等の補償価格となっているのですが、売買価格なんでしょうけど、ここで補償価格とした理由はちょっとわからないのですが、この部分を売買価格ではなく補償というふうに表示した理由があれば教えていただきたいのと、空知コンサルタントの建物評価額が、これだけ実際の評価と売買価格の評価が違うのですが、このへんの評価の見方はどうなっているのでしょうか。

○議 長

答弁をお願いします。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

一つ目の算出方法でございますけれども、委託業者によります建物評価額算定ということで推定の再構築工事費に基づきまして価格のほうを算出しているところでございます。

○議 長

副町長。

○副町長（石原正伸君）

ただいまの質問ですけども、今の、町で押さえている評価額につきましては、平成21年に北海道空知総合振興局の方に来ていただいて、現状の建物を全て調査していただいた上での評価額を算定していただいております。

今回予算を充てておりますのは、今の建物と同じ物を再建築した場合にどれだけかかるかということで補償費を算定しておりますので、その建物を建てる時には七百九十何万という資産評価になってきているところで、平成21年に評価しているのと今の時点との価格差もございまして、その当時振興局の担当の方がどのような試算をされたかという評価の基準というのもですね、多少差異があるのかなと思いますけど。

今現在、国の補助、収用案件の補償物件の基準に基づいて算定したところの価格が七百九十何万となっております。若干そこに開きがあるのかなというような感覚ではございますけども、以上でございます。

○議 長

静川議員。

○6番（静川広巳君）

今聞いて思ったんですけど、税法上収用物件の中で5,000万控除になるかならないかというのがあるんですよ。先ほど私、これは収用物件なのかというところは、家を持っている人が国道がかかったとかなんか補償が出たら同じように認定補償しますよという部分で、同じ建物を建てる場合とかその家を取り壊すとかそういった部分で収用補償があるかないかって決まるんですよ。この部分で移転補償みたいな形で売った人が、またこれと同じ物を建てるという段階での補償が出てしまったら

これ収用補償にならないですよ。建物の移設費用をもらったってことになっちゃうんですよ。移設費用をもらって新たに建てますというのが、移設費用の補償のあり方なんですよね。通常の税法上は、収用補償の中には移設費と移設補償費の違いがありまして、そこをちゃんとしないと、この部分では売った人、その部分で大きな違いが出てくる。本来は移設補償になってしまったら収用ではなくて一時所得になるんですよこれは。そういう税法上の計算になってしまうので、この部分ではただの売買で、その人は物を建てないとか建てるとか、そうではない売買であれば普通の収用という形、もしくは補償というような形でいいんですけども、そうになっちゃうとちょっと税法上変わってしまうというふうに私は理解しているのですが、どうでしょうか。

○議 長

副町長。

○副町長（石原正伸君）

静川議員がおっしゃったとおり、ちょっと詳しいことは北海道に申請した段階でいろいろと指導があると思いますけども、一応算定はしてますけども、固有財産の取得購入費というところで町がその建物を買わせていただくという売買契約という形になっておりますので、その建物の資産価値というのは補償費の方で算定はしていますけども、予算上は購入させていただくということになりますので、5,000万の控除は対象ではないかなとは思ってますけども、北海道や税務署もあわせて協議をこれからしていきますので、そのへんは再度確認して手続きを取っていきたいと思います。以上です。

○議 長

他にございませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

今の問題について、町はそういう姿勢だけでも、売る側が控除を受けられるか受けられないかという点では大きな結果的な違いが出てくるというふうに思いますが、そこは今の答弁でくくってよろしいのですか。

○議 長

石原副町長。

○副町長（石原正伸君）

今、地権者と協議をさせていただく段階で、5,000万控除の対象かどうかというところの申請手続きも含めて地権者とも協議をさせていただいております。実際、手続きを進めて認定が出た後に用地の取得をさせてもらいますので、その際に、収用案件ではない、控除を受けられないという案件になった場合には、その時に再度地権者と細かな協議をさせてもらって、今回上げさせてもらった予算の中で協議をしていこうというような予定ではありますけども、地権者の方にもこの後のその申請手続きによるという部分で一応協議経過はありますので、そのあたりは承知していただいているというような段階でございます。

○議 長

他にございませんか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

今の問題もそうなんだけど、私思うんですね。平成の大合併が大きく取り沙汰されて、今15年、20年間の時間がたつ中でですね、一つ一つの事業、私自身も理解し、大事な施設だと思ってありますがゆえに、相当な練り込みをしていく必要があるんだろうなと。それだけの議論をして形作っていく重要性というのは、私が言うまでもなくそういうふうと思うのですが、そのところの弱点が、今、こういう形が出てきているんだろうと。建物の登記一つがどうだかって言ってね、10分も20分もかかるようでは困るんだわ。今、予算化するというのはこういうふうに執行しますよっていう予算の提示ですから、それが今、副町長がお答えになったようにそこも含めてこれからというふうになった場合、半熟卵の中で物動いているようなもんでね、そうであってはならないと私は思っております。そこで全体工事費が4億とも1億伸びれば4億5,000万円ともなろうかとするね、そういう建物について全体像として過疎債の手当もあります、単費もあります、ここの額の位置付け、今、議会に提示されている3億5,000万円の中でいう、その額はどのくらいになりますか。そのことをちょっとお尋ねしますが。

○議 長

答弁をお願いします。

早坂主幹。

○総務課主幹（早坂隆広君）

ただいまの牧島議員の質問にお答えさせていただきます。議会の方に提示させていただいているのが建物の概算で2億5,800万円、こちらにつきましては石造り倉庫の改修費も含んだ額となっております。またそれ以外に外構、こちらにつきましては屋外遊具も含む形で9,700万円の合計で3億5,500万円という形でご提示させていただいております。今回の補正予算で計上させていただいております、土地購入費1,732万7,000円、それ以外におそらく備品関係がかかってくるのかなと思っております。備品のほうについては現在、業者のほうにこういった施設を建てたいんで、どういった備品が必要であるのかというところを見積りさせていただいております。ちょっとそのところが金額はじけていないところでございます。今の合計で3億5,230万円程度になろうかと思っております。これ以外にも回答させていただきました備品がかかるのかなと考えてございます。

以上でございます。

○議 長

過疎債と単費の割合は。

○総務課主幹（早坂隆広君）

今3億5,000万円、工事費と土地のだいたい7割程度が過疎債の交付税で入ってくる額になろうかと思っております。残りの3割については単費と、それ以外に備品購入費があるのかなと考えてございます。

以上でございます。

○議 長

他に質疑ありませんか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

朝から交流センターの話で全員協議会も含めた中でこうやって協議をしてきたわけですけども、以前、私も町長がこの計画を出したときに賛成の立場をとりましたけども、こうやっていろんな議論を聞いているとですね、賛成、反対の前にですね、もうちょっとしっかりした内容的なもの捉えていただきたいという印象があります。一つだけ質問させていただきたいんですけども、先ほど分筆した方がいいという静川議員の話もあったんですけど、そこはガス等々の物が入っている建物だと思うんですね。そこを今回売買の対象となっているわけですから、その中に売買はされるんですけど建物は残りますよと。普通売買するのであればその移転費かかりますよね。移転補償ってそっちにもかかるはずなんですけど、そこらへんは中身がそのまま建物に付いてくのだから、移転はしない、でも下地は町が買いますよと。じゃあ何年その状況が続くんですかと。何年かしてガスなくなったときに、そこ駐車場として町は整備しなければいけない関係も出てくるんじゃないかなと思うんですけど。例えば、賃貸の契約をその方と結んでいた中で、もう商売やめますとなったときに、その時に移転費が発生するのかしないのか、そこらへんも含めていったいどういう話合いになっているのか内容を教えていただいていいですか。

○議 長

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

柴田議員のご質問にお答えいたします。B氏の土地の上にあります倉庫等につきましては、地権者の方と今、会社が営業しておりますので、ひとまず営業している間はこの施設はどうしても必要ですので置かせて欲しいという話を聞いて、打ち合わせ中でございます。最終的にお店の営業をしなくなった時点で、自分で壊すという形でお話を聞いているところでございます。

以上です。

○議 長

よろしいですか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

その年数的なものは話合いの中にはないんですけども、将来、いずれやめたときという微妙な表現なんですけども、その時に自分で全てを壊すと。土地の更地の費用とかは、それは発生しないということね。

○議 長

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

基本的には所有者の方が全部壊してという話になっておりますので、ひとまず地権者の方が全部や

るかと思います。

以上です。

○議長

よろしいですか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

はっきりとした方がいいと思うんですよ。壊してという表現が非常に微妙じゃないですか。周りはずでに駐車場として舗装されて駐車場の範囲になっているわけだから、そこらへんちゃんと売買するときにはしっかりした契約結ばなければいけない。結局そこらへんがすべてに影響しているような気がしてならないんですけども、そこらへんどうなんですか。更地というのはどういう状況までしっかりとしたものなのか。それでそこに売買の全て入ってくると思うんですよ。

○議長

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

すみません、ちょっと私の説明が不足し申し訳ありません。施設があるんですけども、それを全部壊して更地にしてというんですかね、そういう形でなると理解をいただければ助かるんですけども。よろしく願いいたします。

○議長

他に質疑ありませんか。

○議長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

折坂議員。討論ありますか。

○5番（折坂美鈴君）

反対討論です。

○議長

討論がありますので、本案に対する反対討論の発言を許します。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

私は令和4年度浦臼町一般会計補正予算に反対する立場から討論いたします。多世代交流施設建設においては当初予算から反対の意見で討論していましたが、今回も施設建設の内容が町の中心部ににぎわいを創出する目的であったり、多世代の多くの方々に集ってもらえる内容になっていないと考えます。その目的を達成するためには、イベントなども行える十分な広さであったり、食事を提供できる調理室があったり、鶴沼や晩生内の町民の方々がここに通える交通手段を整える工夫ではないかと思います。しかしそのような施設は保健センターや活性化センターにすでにあるので、3億5,000万円をかけて施設建設を行う必要性を感じません。また、絵画を石造り倉庫に常設展示し

ないと聞いておりますが、石造り倉庫の有効的な利用にはならないと考えます。貴重な絵画はたくさんの人に見てもらえるよう観光資源として活用すべきだと思います。私は道の駅を町民の交流の場とするグランドデザインを進めるのが観光や農業振興に寄与し、交通、交流人口、関係人口の増加を目指す町の活性化策として進めるべき事業だという考えは変わりません。以上の考えから令和4年度の一般会計補正予算に反対するものでございます。

○議 長

次に賛成討論の発言を許します。

中川議員。

○8番（中川清美君）

私は賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。現在浦臼町における施設、町民が利用する施設においては、活性化センターがメインとなっておりますが、そのほかの施設においては町の市街から離れているということで、それが第一の問題であろうかと。一般的に利用する方々においては、やはり公共交通の利便性のある、そういったところでの利用が利用価値を高めるものと考えているところでもありますし、当初解体予定でありました、石造り倉庫もなかなか歴史的な建造物でもありまして、そういった格好の利用も含めて考えておられるということで、ただただ壊してやるということではなしに、価値のあるものを利用していきながらこういう施設を作っていくということも後世にいいものを残していけるものと理解しているので、私は以上のことを鑑み賛成討論といたします。

○議 長

ほかに討論ありませんか。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第33号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立多数です。

したがって、議案第33号 令和4年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第34号

○議 長

日程第4、議案第34号 令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田課長。

○住民課長（中田帯刀君）

令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額それぞれ7万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,767万7,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月28日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳出よりご説明いたしますので、8ページをお開きください。

なお今回の補正につきましては、人事院勧告に伴う職員の人件費を追加するものでございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費7万2,000円の追加でございます。歳出合計7万2,000円の追加でございます。

続きまして歳入につきましてご説明いたします。

6ページをお開きください。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金7万2,000円の追加でございます。歳入合計歳出と同じ7万2,000円の追加でございます。

以上が議案第34号の説明でございます。ご審議いただき議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、議案第34号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第34号 令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第35号

○議 長

日程第5、議案第35号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の3ページをお開き願います。

議案第35号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

浦臼町長等の給与等に関する条例（昭和43年浦臼町条例第33号）の一部を次のように改正する。

令和4年11月28日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、令和4年人事院勧告によって示されました民間企業の水準に準拠し、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合の改正するものでございます。

次のページをお開き願います。

浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

最初に第1条による改正につきましては、条例第4条第2項で定めております、12月に支給する期末手当の支給割合100分の215を100分の225に引き上げる改正でございます。

次に第2条による改正につきましては、条例第4条第2項で定めます6月に支給する期末手当の支給割合100分の215を100分の220に引上げ、第1条で改正いたしました12月の支給割合100分の225を100分の220に引き下げる改正でございます。

附則第1条の改正につきましては、公布の日から施行するものでございます。

第2条の改正につきましては、令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第35号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の説明でございます。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、議案第35号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第35号 浦臼町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第36号

○議 長

日程第6、議案第36号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長(明日見将幸君)

議案書の5ページをお開き願います。

議案第36号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の給与に関する条例(昭和39年浦臼町条例第4号)の一部を次のように改正する。

令和4年11月28日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、令和4年人事院勧告に準拠し、給料月額及び手当等の改正をしようとするものでございます。内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の3ページをお開き願います。

はじめに第1条の改正でございます。

第22条2項につきましては、12月に支給する勤勉手当を、100分の95を100分の105に引上げ、同項のただし書の中にあります、100分の45を100分の50に引き上げる改正でございます。

次に給料表の改正でございますが、議案書の7ページをご覧ください。

議案書の7ページから9ページまでの別表第1、行政職給料表の改正につきましては、初任給を3,000円から4,000円程度引上げ、それらも踏まえまして30代半ばの職員の給与につきましては所要の改正を行っているものでございます。平均の改正率は0.3%となっております。

次に10ページから13ページの別表第2医療職給料表の改正につきましても行政職給料表と均衡を図るため、それらを基本に改正を行っているものでございます。

別冊参考資料の3ページにお戻りください。

次に第2条の改正でございます。

第22条第2項につきましては、第1条の改正により引き上げました勤勉手当の支給割合100分の105を100分の100に引下げ、同項ただし書の中にあります100分の50を100分の4

7. 5に引下げる改正でございます。

議案書の6ページにお戻り願います。

附則、附則第1条では施行期日を定めており、本条例につきましては公布の日から施行し、第2条の規定につきましては令和5年4月1日から施行しようとするものでございます。

2項につきましては、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は令和4年4月1日から適用するものでございます。

第2条につきましては、第1条の改正前に支給された給与は改正後の給与の内払いとみなす規定でございます。

第3条につきましては規則への委任を定めているものでございます。

以上が議案第36号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただきまして議決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議 長

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって討論を終わります。

これより、議案第36号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第36号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発議第3号

○議 長

日程第7、発議第3号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。したがって発議第3号については、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、発議第3号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議 長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和4年第6回浦臼町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時51分